

福島県営四ツ倉団地 1～4 号棟復興公営住宅
液化石油ガス供給事業者募集要項に関する質問・回答

No.	日付	資料名	頁	項目番号	質問項目	質問の内容	回 答
1	2/20	液化石油ガス供給事業者募集要項	1	3	事業者が行う業務及び経費等	事業者は、貯蔵設備、ガスメーター、ガス警報器及びその附属設備（以下「供給設備」）を事業者の負担により設置する。と有りますが、どこまでの範囲（通常供給設備となると、ガスメーターまでのガス配管も含まれる）を見なければならぬのでしょうか。	負担範囲は、本文のとおり（図面M-2、M-4参考）。 なお、各戸用メーターまでのガス配管は、含まれない。
2	2/20	液化石油ガス供給事業者募集要項	4	3	事業者が行う業務及び経費等	ボンベ庫の構造ですが、ブロック積みでの製作が必要なのか、市販されている鋼板製のボンベ庫で良いのか。また、これは事業者負担となるのか。	液化石油ガス法に従って施工のこと。なお、ボンベ庫は不要と考えていますが、事業者判断で必要な場合は、事業者負担。
3	2/20	事業対象施設配置図	M-3 M-5	3	配管系統及び材質、工事について	配管は地中埋設配管は無く、1階天井配管なのか。また、配管の材質はどのようなものを使用するのか。また、配管工事は誰が実施するのか。	添付図面M-2、M-4のとおり。なお、配管の材質はピット内（PLS）、P S内（SGP）等を別途施工業者にて実施。
4	2/20	液化石油ガス供給事業者募集要項	5		提出書類一覧表	法人登記事項証明書、福島県税未納証明書、法人税・消費税・地方税の納税証明書等は原本なのか、写して良いのか。	6申請の手続、（2）提出部数のとおり。 正本1部、副本1部（副本は複写可）
5	2/21	要項	1	3	貯蔵設備	ボンベ庫の設置は必要になりますか？	液化石油ガス法に従って施工のこと。なお、ボンベ庫は不要と考えていますが、事業者判断で必要な場合は、事業者負担。
6	2/21	要項	1	3	貯蔵設備	調整器の号数は何キロを考えていますか？	添付図面M-2、M-4を参考に事業者の判断で選定、設置願います。なお、想定燃焼器具は、各戸に20号給湯器（県設置）及びテーブルコンロ（入居者設置予定。IHの可能性も有り）となります。
7	2/21	要項	3	6	申請の手続	ク 集合住宅への販売実績は供給件数分の検針表を全部付ければよいのですか 例15世帯アパートの場合検針表を15枚	良い。なお、個人情報については、消して提出願います。
8	2/22	要項	1	3	供給設備	ボンベから各部屋のガスメーターまでの配管は供給設備となるのですがその部分もガス会社負担で工事を行うことになりますか	負担範囲は、本文のとおり（図面M-2、M-4参考）。 なお、各戸用メーターまでのガス配管は、含まれない。